

懲戒文書非開示 職員を口頭注意

川崎市人事委

川崎市の情報公開制度を巡り、非開示扱いだった市立看護短大教員の懲戒処分関連文書が市議の追及で公開方針となった件で、市人事委員会は、非開示としたのは不適切な対応だったとして、28日付で事務局職員3人を口頭注意処分にしたことが30日わかった。

この件では、カラ出張で停職3か月の懲戒処分を受けた教員が、処分取り消しを求めて審査請求をしたが、市人事委が棄却。三宅隆介市議（無所属）がその裁決書を開示請求したが、市人事委は全面非開示とした。6月の市議会で同市議の追及を受けて市人事委は方針転換し、8月に一部を黒塗りとした裁決書を開示した。

市人事委によると、処分対象者は局長級2人と課長級1人。処分理由は「これまででの解釈をそのまま踏まえるなど検討が不十分で、部分開示の判断をしなければならなかったのは不適切」などとした。